

西予市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成16年4月1日
告示第141号

(目的)

第1条 この告示は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、西予市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいい、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上で、かつ放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するもので、次に掲げるものをいう。

ア 屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)及びこれに関連する省令等に示されている構造

イ 指定評価機関が行う性能評価に基づく構造

ウ アの構造と同等以上の性能を有すると国土交通省が認めるもの

(2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽で、法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。

(3) 住宅 主に居住を目的とした建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(4) 単独転換 既存の住宅において、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽を浄化槽に変更することをいう。

(5) 汲取り転換 既存の住宅において、同一敷地内に設置されている汲取り便槽を浄化槽に変更することをいう。

(6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する排水路までの設置にかかる工事をいう。

(7) 補助対象浄化槽 次に掲げる浄化槽をいう。

ア 処理対象人員10人以下の浄化槽であって、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「指針」という。)に適合するもので、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録制

度により指針に適合するものとして登録されたもの
イ 全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証登録制度に基づき、保証登録されたもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、別表第1に定める浄化槽処理促進区域において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置、撤去及び宅内配管工事に要する費用に相当する額とし、別表第2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ西予市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置計画（届出）書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 浄化槽構造図

(5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、西予市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、西予市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変

更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、西予市浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更により補助金の交付額を増額することはできない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は1月31日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、西予市浄化槽設置整備事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに、西予市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

（2） 浄化槽法定検査依頼書の写し

（3） 建築物に関する検査済証又は浄化槽使用開始報告書（受理のもの）の写し

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、西予市浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、西予市浄化槽設置整備事業補助金請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取り消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 不正の手段により補助金を受けたとき。

（2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第15条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 ([平成17年12月1日告示第123号](#))

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 ([平成17年12月26日告示第124号](#))

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 ([平成18年告示第104号](#))

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 ([平成19年告示第46号](#))

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 ([平成20年告示第37号](#))

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 ([平成21年告示第204号](#))

この告示は、平成21年11月16日から施行する。

附 則 ([平成30年告示第24号](#))

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 ([平成30年西予市告示第144号](#))

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 ([令和2年西予市告示第107号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([令和3年西予市告示第51号](#))

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 ([令和3年西予市告示第154号](#))

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 ([令和5年西予市告示第134号](#))

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年西予市告示第38号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年西予市告示第52号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

浄化槽処理促進区域
公共下水道事業計画認可区域を除く西予市全域。ただし、農業集落排水供用区域においては、処理施設へ接続困難であると市長が認めた箇所とする。

別表第2(第4条関係)

1. 人槽区分	2. 限度額
【汲取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合】	
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
【転換に伴う宅内配管工事】	200,000円
【転換に伴う汲取り便槽・単独処理浄化槽の撤去】	90,000円

- 注
- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換で、増改築により処理対象人員が増加になった場合、汲取り槽からの転換扱いとする。
 - ・宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。